

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住 所
氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）
電話番号

さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付条件確認書

チケットの交付申請を行うに当たり、次の条件を確認し遵守します。

（共通）

- 公営財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）の規定及び指宿市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱を遵守します。
- チケットの交付の対象となった猫以外への使用及びチケットの売買等はありません。
- 不妊手術の際には、猫の耳先をV字カットをするとともに、妊娠中の猫は墮胎します。
- 不妊手術及びその結果について、損害賠償請求及び異議申し立てはしません。
- 手術後は、速やかにさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット利用報告書（第7号様式）により報告するとともに、利用しなかったチケットは返還します。
- 適切な給餌と猫用トイレの設置を行い、周囲の清潔の維持に努めます。
 - ・餌は時間と場所を決め、必要な量だけを与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終わったらすぐに片付けます。
 - ・トイレ以外の場所で糞尿をした場合は回収や清掃を行い、周辺の清潔を維持します。
- その他チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。

（飼い主のいない猫）

- 地域猫活動及びTNR活動を行うに当たり、地域住民に対して活動普及及び啓発並びに誤って対象外の猫を手術させないよう周知及び対策を積極的に行います。
- チケットの利用に当たり、その捕獲、運搬及び不妊手術によって生じる作業、また、それらに伴う事故やその他費用の発生、地域住民やTNR活動の協力者等との問題等が生じた場合は、その一切の責任を負い、誠意をもって対応します。
- さくらねこについて、近隣住民に説明し、その猫が、死ぬまで見届けてもら

えるよう理解普及に努めます。

(多頭飼育崩壊現場)

- 不妊手術を受ける猫が死ぬまで適正飼育を行い、今後猫を異常繁殖させません。
- 本事業の実施について、どうぶつ基金及び関連団体等が運営するウェブサイトやSNS等に掲載されることに同意します